

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年12月5日

契約担当官

九州地方整備局副局長 杉中 洋一

1. 競争入札に付する事項

- (1) 入札の件名 鉄くず420.9t売払
- (2) 売払物品の保管場所 佐賀県伊万里市黒川町塩屋字七ツ島
(詳細は、入札説明書による)
- (3) 売払物品の数量 入札説明書による
- (4) 売払代金納入期限 当局の発行する納入告知書に定める期限
- (5) 引渡場所 売払物品の保管場所に同じ
- (6) 引取期間 代金納付の日から30日間
- (7) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

2. 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、競争参加資格に関する公示に定める手続きを行った者を除く。
- (4) 入札説明書の交付を下記3. (1) ② (a) 又は (b) より直接受けた者であること。
- (5) 入札説明会に参加した者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるもの

として、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(8) 物品に関する事務に従事する者にあつては、物品管理法第18条に該当しないこと。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付期間等

①交付期間 令和4年12月5日～令和5年1月12日まで

②問い合わせ及び交付場所

(a) 〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7

国土交通省 九州地方整備局 総務部 経理調達課 財産係

電話 092-418-3345

(b) 〒847-0861

佐賀県唐津市二夕子三丁目214番地6 唐津港湾合同庁舎2階

国土交通省 九州地方整備局 唐津港湾事務所 総務課

電話 0955-72-3109

(c) 交付方法 上記3.(1)②(a)及び(b)の場所において無償で直接交付する。なお、郵送・託送による交付も行うが、この場合の送料については別に必要とする。

(2) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会に参加する者は日時について、令和4年12月13日までに上記3.(1)②(b)に問い合わせること。場所は、佐賀県伊万里市黒川町塩屋字七ツ島(詳細は入札説明書による)

(3) 申込書等及び入札書の提出先

上記3.(1)②(b)に同じ。

なお、郵送(配達記録が残るもの)の場合は、提出期限までに必着のこと。

(4) 申込書等の提出期限

令和4年12月23日 16時00分

(5) 入札書の提出期限

令和5年1月12日 13時55分

(6) 開札の日時及び場所

日時：令和5年1月12日 14時00分

場所：〒847-0861

佐賀県唐津市二夕子三丁目214番地6 唐津港湾合同庁舎2階

国土交通省 九州地方整備局 唐津港湾事務所 入札室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

各自の契約希望金額の100分の5以上に相当する金額を、指定の場所に入札開始前までに納入すること。なお、この入札保証金を返還する場合は、利息を付さない。

ただし、令和4・5・6年度の国土交通省入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」のA、B及びC等級に格付けされ、九州地域に競争参加資格を有するものは、この限りではない。

(3) 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納入すること。

ただし、令和4・5・6年度の国土交通省入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」のA、B及びC等級に格付けされ、九州地域に競争参加資格を有するものは、この限りではない。

(4) 入札者の要求される事項

この一般競争に参加希望する者は、必要な申込書等を所定の提出期限までに上記3. (1) ② (b) に示す場所に提出しなければならない。また、売払物品の入札説明を受けなければならない。

なお、開札日の前日までの間において必要な申込書等の内容に関して契約担当官から照会があった場合には、説明しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した内容を履行できると契約担当官が判断した申込書等及び入札書を提出した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者がいない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

以上